

第4次南魚沼市男女共同参画 第4次南魚沼市男女共同参画 基本計画

南魚沼市男女共同参画推進プラン

～ ^{ひと}女と^{ひと}男 みんなでつくろう！ ずっと住みたい南魚沼市 ～



令和4年4月

南魚沼市



はじめに

少子高齢化、人口減少、新型コロナウイルス感染症の拡大等による生活様式や働き方の多様化など、私たちの生活は大きく変化しています。こうした状況において、多様性に富んだ、活力のある、心豊かな生活を送ることができる社会にしていくためには、男女が互いの人格や生き方を尊重しあい、ともに輝く豊かな男女共同参画社会の実現が必要です。

しかし、男女平等や多様な個性を尊重する考え方が徐々に広がる一方で、人々の意識や社会習慣の中には、いまだに固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシヤス・バイアス）が根強く残り、様々な分野において女性と男性の共同参画が進んでいないのが現状です。

南魚沼市は、男女共同参画社会の実現に向けて、これまでの取組の成果や課題を整理し、社会情勢の変化を踏まえた第4次南魚沼市男女共同参画基本計画を策定しました。

この計画は、「女と男 ^{ひと} ^{ひと} みんなでつくろう！ ずっと住みたい南魚沼市」を目指し、様々な分野で男女共同参画の取組を推進することを目的としています。

男女共同参画社会を実現するためには、行政の取組はもとより、市民の皆さまと協働しながら取り組むことが重要となりますので、皆さまのなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました南魚沼市男女共同参画推進委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた方々に心からお礼を申し上げます。

令和4年4月1日

南魚沼市長 林 氏男

目 次

第1章 計画の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨	4
2 計画策定の背景	4
(1) 世界の動き	4
(2) 国の動き	4
(3) 新潟県の動き	5
(4) 南魚沼市の動き	5
3 計画の位置づけ	6

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標	9
2 計画の期間	9
3 計画の体系	9
4 計画の推進体制	11

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ	男女共同参画社会に向けた意識づくり	13
重点目標1	学習機会の提供や啓発の実施	14
重点目標2	教育による取組の充実	16
基本目標Ⅱ	男女が共に参画する活力あるまちづくり	17
重点目標3	家庭における男女共同参画の推進	18
重点目標4	地域における男女共同参画の推進	21
重点目標5	職場・労働における男女共同参画の推進	23
重点目標6	市政における男女共同参画の推進	26
基本目標Ⅲ	誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり	29
重点目標7	配偶者等からの暴力被害者への支援と防止	30
重点目標8	ハラスメントの防止・対策の推進	32
重点目標9	防災・災害対策への女性の参画	33
重点目標10	性の尊重と健康支援	34
重点目標11	生活上の困難を抱える人への支援	36

第4章 参考資料

○男女共同参画に関する年表	38
○男女共同参画社会基本法	41
○新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例	44
○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条例	46
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	50
○女性の職業生活における活躍に関する法律	56

第1章 計画の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

全ての人々が生きがいを持って安心して暮らすためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

南魚沼市では、平成 19 年に男女共同参画基本計画を策定して以来、男女が互いの人格や生き方を尊重しあい、ともに輝く豊かな男女共同参画社会の実現を目指してきました。しかし、男女平等や多様な個性を尊重する考え方が徐々に広がる一方で、人々の意識や社会習慣の中には、いまだに固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残り、様々な分野において女性と男性の共同参画が進んでいないのが現状です。

また、少子高齢化、人口減少、新型コロナウイルス感染症の拡大等による生活様式や働き方の多様化など、私たちの生活は大きく変化しています。

こうした社会経済情勢等の変化やこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより効果的に推進するため第 4 次男女共同参画基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の背景

（1）世界の動き

国連では、昭和 50 年（1975 年）を国際婦人年とし、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において「平等・開発・平和」を目標に、各国がとるべき政策への指針となる「世界行動計画」を採択しました。その後女性の差別撤廃や地位向上のための行動が続いています。

平成 27 年には、国連サミット「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、SDGs（エスディーゼーズ）のゴール 5 に「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。

（現在までの世界の主な動向については資料編を参照してください）

（2）国の動き

国においては、昭和 52 年に「国内行動計画」を策定し、向こう 10 年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進することで、男

女雇用機会均等法など法律や制度が整備され、女性に関する施策の取組は大きく進んできました。その後も平成 12 年「男女共同参画基本計画」、平成 13 年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、平成 19 年「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、平成 27 年「女性活躍推進法」と社会情勢に合わせた取組を行っています。

現在は、令和 2 年度に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」に基づき施策を推進しています。

（現在までの国の主な動向につきましては資料編を参照してください）

（3）新潟県の動き

県の女性行政の取組は、昭和 52 年に婦人問題担当窓口の設置から始まり、平成 14 年「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定、「男女平等推進相談室」開設、平成 18 年には「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定し、ハッピーパートナー企業登録制度を創設するなどの取組を行っています。現在は「第 3 次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を推進しつつ、第 4 次計画の策定を進めています。

（現在までの新潟県の主な動向につきましては資料編を参照してください）

（4）南魚沼市の動き

本市では、平成 17 年 4 月に市民が中心となって活動する組織設置のための準備会を立ち上げ、市民に対する男女共同参画推進への啓発活動（地域セミナー、研修、講演会等）を展開し、平成 18 年 6 月に市民組織「南魚沼市男女共同参画推進市民会議（以下「市民会議」という。）」を設立しました。

一方、平成 18 年 5 月には行政組織「南魚沼市男女共同参画庁内推進会議（以下「庁内会議」という。）」を設置し、この 2 つの組織で検討を重ね、平成 19 年 3 月「南魚沼市男女共同参画基本計画」を策定しました。

市民会議と庁内会議が両輪となって連携し、かつそれぞれの役割を担って取組を行い、市民、職員に対する意識啓発を進めてきました。令和元年度に市民会議は解散となりましたが、令和 4 年 1 月、新たに南魚沼市男女共同参画推進委員会を設置し、男女共同参画を推進する取組を行っています。

（現在までの南魚沼市の主な動向につきましては資料編を参照してください）

3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、市の最上位計画である、第2次南魚沼市総合計画の下に位置づけられる個別計画となります。
- (2) 総合計画の中で掲げる「共感と共生のまちづくり」を実現するため、子どもから大人まで誰もが互いに人権を尊重し、人権に関する正しい理解と行動を身につけることで、あらゆる差別や偏見を許さない人権尊重のまちづくりを推進し、性別による固定的役割分担意識の解消を図り、それぞれの個性と能力を発揮して、仕事、家庭、地域社会のバランスのとれた暮らしができる男女共同参画社会を目指します。
- (3) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により、市町村には国・県の男女共同参画計画を勧奨し、計画を策定する努力義務が規定されていることから、本計画を同法による市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定により、市町村には国の基本方針に即し、かつ、県の基本計画を勧奨した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止基本計画）を策定する努力義務が規定されていることから、本計画を当市のDV防止基本計画として位置づけます。
なお、該当項目については【DV防止基本計画】と明記しています。
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項には、各市町村に国の基本方針・県の基本計画を踏まえ「区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を策定する努力義務が規定されていることから、本計画を当市の女性活躍推進計画としても位置づけます。
なお、該当項目については【女性活躍推進計画】と明記しています。
- (6) 本計画は、SDGsの理念の基、男女共同参画社会の実現に向けて、取り組んでいきます。SDGsとは、人間、地球、世界のための行動計画として17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」です。17の目標の1つに「ジェンダ

「平等を実現しよう」が掲げられており、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを図り、性別に関わりなく、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決定することや、女性だからという理由で直面する壁を取り除き、その個性や能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要とされています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本計画の目標

^{ひと}女と^{ひと}男 みんなでつくろう！ ずうっと住みたい南魚沼市

本計画の目標を「^{ひと}女と^{ひと}男 みんなでつくろう！ ずうっと住みたい南魚沼市」とします。

これは、前基本計画から引き継ぐもので、この目標は、性別にかかわらず、男女が共に社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、誰もがその個性と能力を発揮し、生涯住みたいと思える南魚沼市を目指すものです。

2 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年の計画とします。ただし、計画の実施状況や社会情勢の変化に伴い、必要に応じて見直すこととします。

3 計画の体系

「^{ひと}女と^{ひと}男 みんなでつくろう！ ずうっと住みたい南魚沼市」を目標にまちづくりを推進するためには、性別による固定的な役割分担意識の解消及び、社会制度や慣行を見直し、男女があらゆる分野で対等に参画し、多様な生き方を認め合うなど男女共同参画について市民一人ひとりが正しく理解することが重要です。

そのために、それぞれの人権が保障され自立できる環境のなかで、家庭・地域・職場ごとに市民、団体、事業者、教育関係者がそれぞれの役割に応じて男女共同参画社会推進に取り組むため、次の3つの基本目標を掲げ、その目標を達成するためにそれぞれの重点目標と施策の基本的方向を設定します。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり
- 基本目標Ⅱ 男女が共に参画する活力あるまちづくり
- 基本目標Ⅲ 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

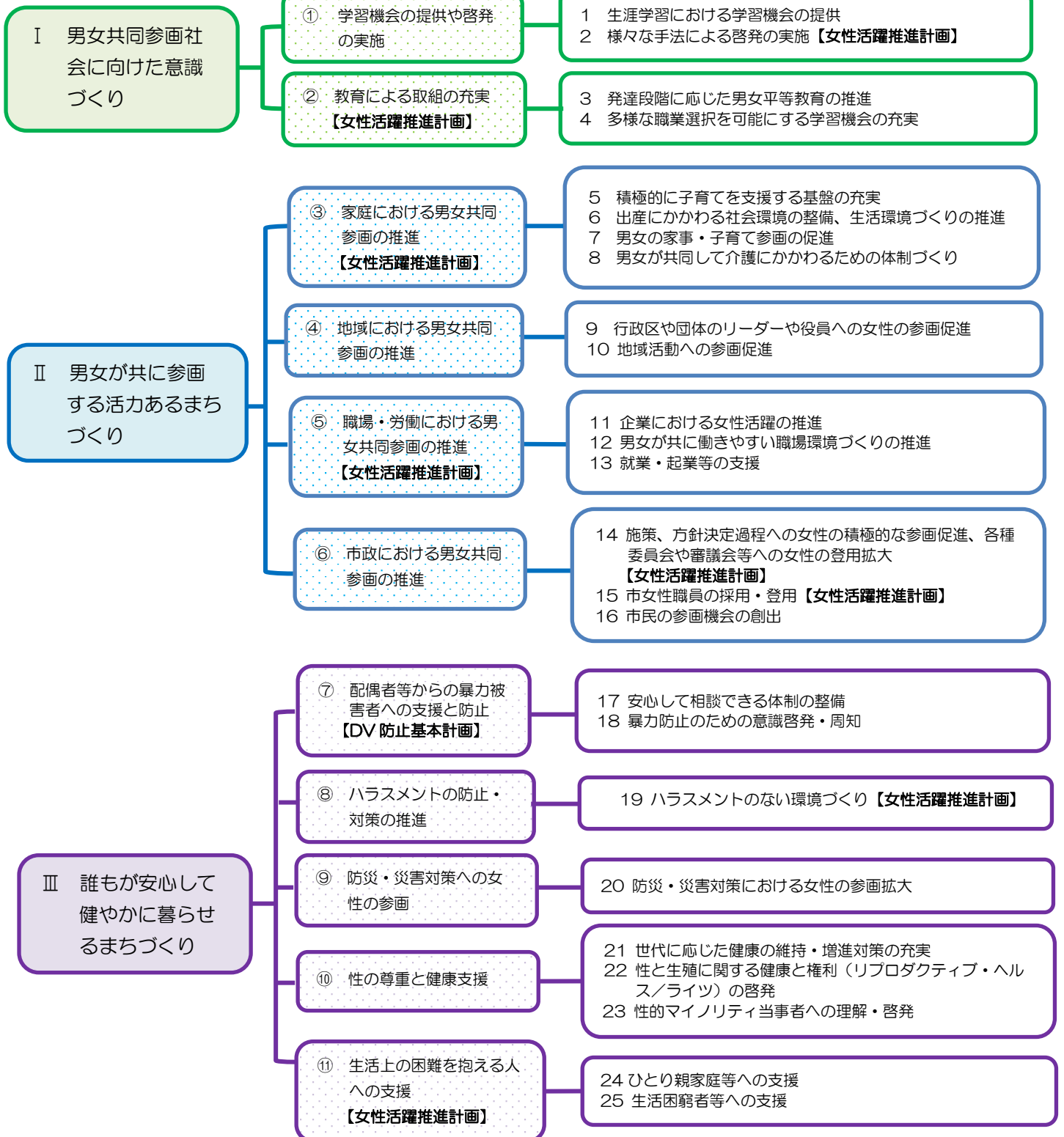
体系全体図

「女と男 みんなでつくろう！ ずうっと住みたい南魚沼市」

【基本目標】

【重点目標】

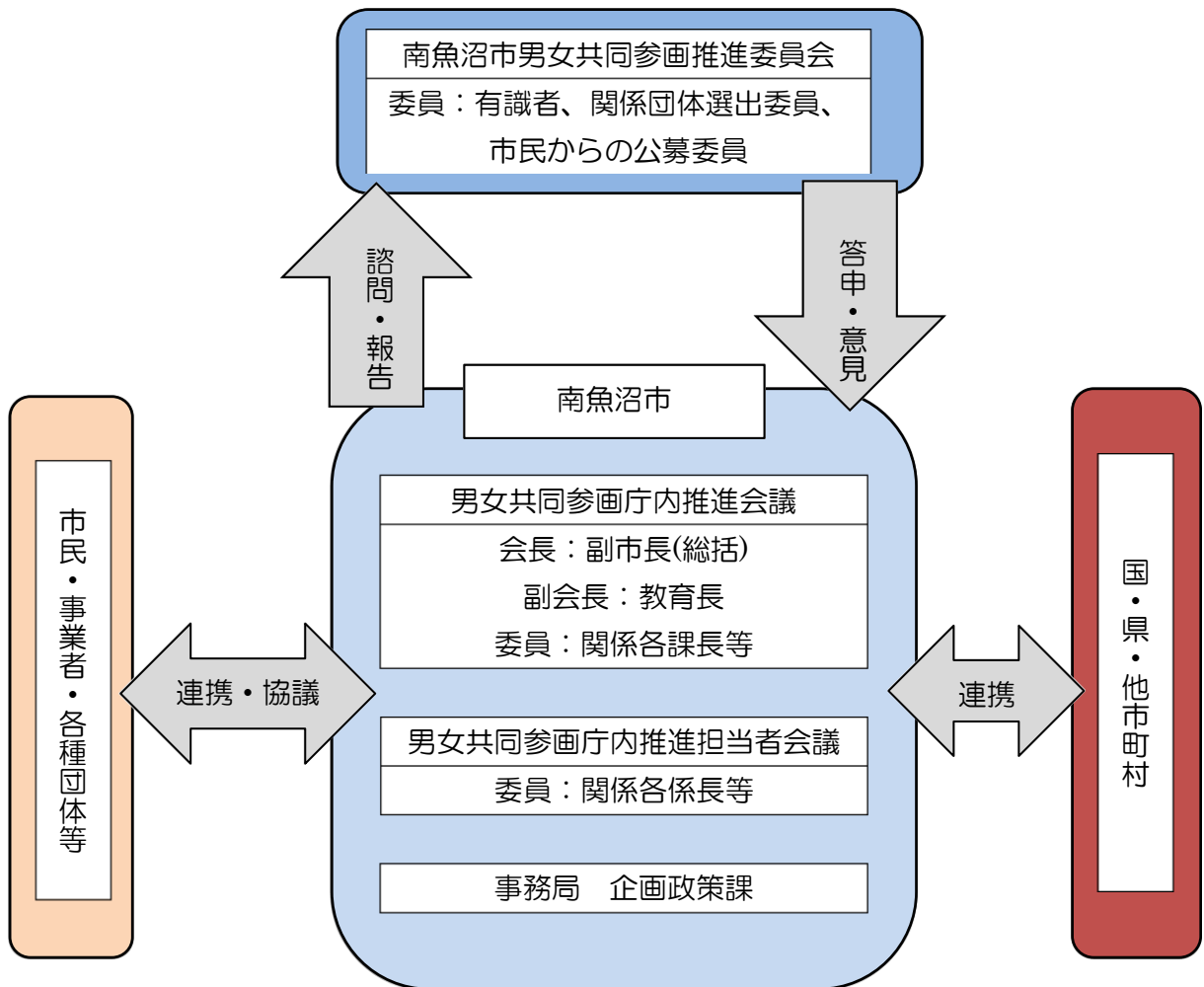
【施策の基本的方向】



4 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、社会情勢の変化や南魚沼市の特性を踏まえながら、総合的かつ計画的に推進するため、課長等で構成する南魚沼市男女共同参画庁内推進会議及び係長等から構成する担当者会議を推進体制とし、計画に基づく推進プランを策定、遂行します。

また、各種関係団体、企業からの選出委員と公募による委員で構成する南魚沼市男女共同参画推進委員を設置し、推進プランの進捗状況、事業効果などについて検証を実施し、いただいた提言を推進プランに反映することで、よりよい計画の推進を図ります。



第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

これまで人々の意識の中に形成されてきた性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見は、いまだに根強く残り、家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることなど、個人が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保されているとは言えない状況です。

男性も女性も多様な活動が展開でき、夢や希望が叶う社会を実現するためには、男女共同参画の理解の促進に向けた広報・啓発活動及び教育による意識改革が必要です。

職場・家庭・地域において、男女共同参画に関する理解を深め、定着させることを目的とした広報・啓発活動により、情報提供や機会づくりを行うことが重要です。

また、学校教育においても生徒の発達段階に応じて、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る必要があります。

次の時代を担う子どもたちが個性を伸ばして自己形成していけるよう、幼少期から男女共同参画の理解を推進する取組が重要です。

重点目標 1

学習機会の提供や啓発の実施

重点目標 2

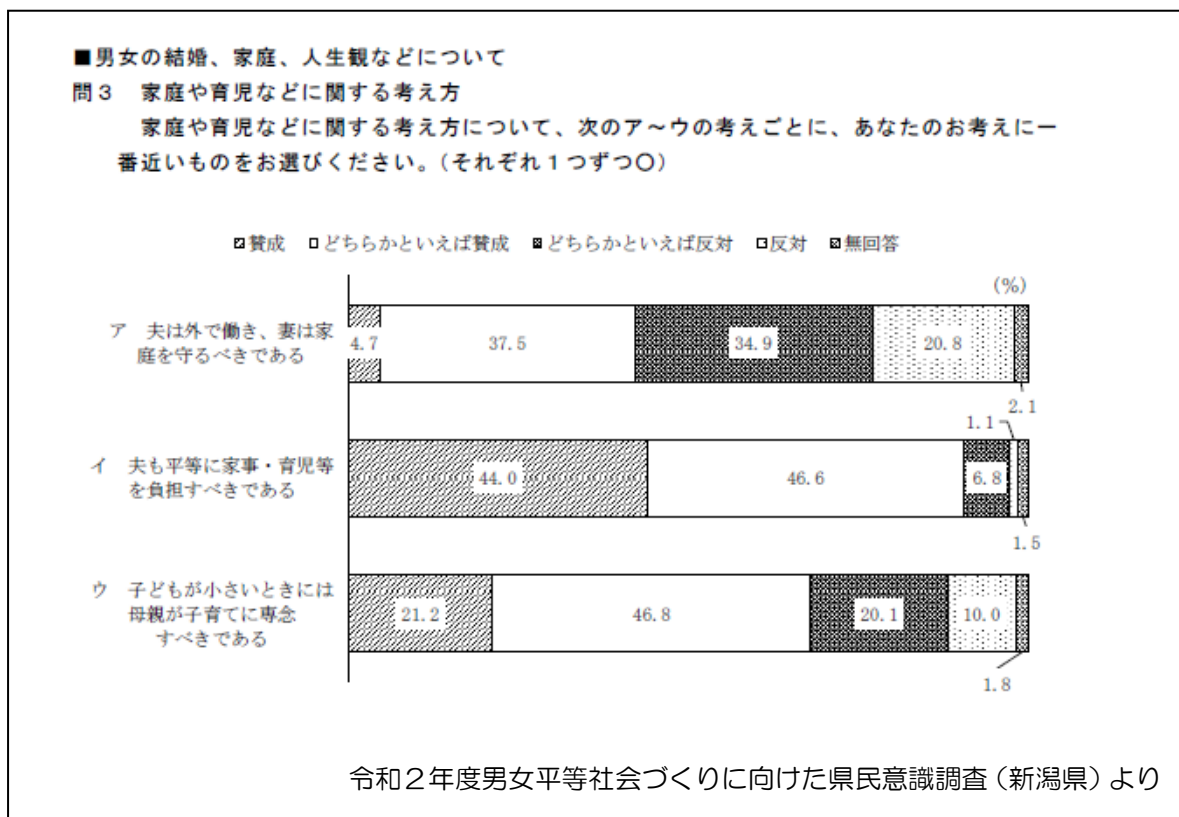
教育による取組の充実

重点目標1 学習機会の提供や啓発の実施

多様な分野にわたる男女平等に向けた課題への気付きや、男女平等推進に関する取組への理解を促進するため、生涯学習の場において、男女平等を推進するための講座や研修を行います。

また、性別による固定的な役割分担意識※や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）※といった意識を改革するため、職業生活や家庭生活における性差に関する偏見や、男女の働き方・暮らし方・意識を改革するセミナーや講演会などの学習機会を提供します。

新潟県が行った調査によると、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという考えに「賛成」、「どちらかといえば賛成」を選んだ人は42.2%であり、「反対」、「どちらかといえば反対」を選んだ人は55.7%という結果でした。反対を選んだ人が多く、意識はすこしづつ変わってきているものと感じますが、まだまだ啓発が必要です。



※ 性別による固定的な役割分担意識

男性・女性で異なる役割が与えられ、その役割の遂行を期待する意識のことをいい、代表的なものに「男は仕事、女は家庭」という考えがあります。

※ 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

「男性は強くあるべきだ」というような普通はこうあるべきだ、どうせムリだという無意識の思い込みのことをいい、この無意識から決めつけや押しつけといった言動が生まれ、気づかぬうちに相手を傷つけていることがあります。

施策の基本的方向1 生涯学習における学習機会の提供

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆女性は生涯学習に対する意欲が高く、女性の社会進出を推進するために各種講座や研修、視察等を行っている「女性学級」をはじめとした各種学びの場に参加していただいています。一方で男性の場合、特に定年後の高齢層は社会参加への意欲が低い傾向にあります。既存の「高齢者学級」の充実に取り組むとともに、個々の趣味の講座への参加を周知していきます。また、男性の家事への参画を促すための講座の開催など、男女共同参画のための学習機会を提供してきました。今後も引き続き取り組んでいきます。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
男女共同参画の推進のための学習機会の提供	男性の家事等への参画を推進するための講座を実施します。 オンライン講座や出前講座等を実施し、講座の充実に取り組みます。	社会教育課

施策の基本的方向2 様々な手法による啓発の実施

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆普及啓発のためセミナー等の開催、県のハッピー・パートナー企業募集の周知や、「男女共同参画週間」等の広報活動に努めてきました。市民会議では啓発チラシ「ハーモニー」を発行し、男女共同参画の重要性について情報発信をしてきました。しかし、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残り、課題は解消されていません。

今後も引き続き、普及啓発に取り組むとともに、セミナーや学習会を開催し、男女共同参画について気づきや理解を深める活動を実施します。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
旧来の社会制度、地域慣習等の見直しと意識改革の推進	広報紙やウェブサイト等を活用し、男女共同参画に関する情報について発信します。	企画政策課
性別による固定的役割分担意識の解消のための研修、広報、啓発活動の推進	男女共同参画に関する講座、研修会等を開催し、啓発に取り組みます。オンライン開催にも対応します。	企画政策課

重点目標2 教育による取組の充実

男女が共に性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、主体的にものを考え選択できる能力や態度を身につけるには、学校教育を通じて男女共同参画に対する正しい理解を浸透させることが重要です。

児童生徒の発達に応じ、男女平等の意識の進展、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の重要性などについての指導を充実させ、継続して進めることが必要です。

施策の基本的方向3 発達段階に応じた男女平等教育の推進【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆教育活動全体を通じて、男女の相互理解と協力の重要性が深まり、男女が区別なく協力して学習活動に参加する姿が多く見られるようになりました。人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図ります。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
教育活動全体を通じた男女共同参画への意識啓発	全ての学校で年間指導計画を作成し、男女平等教育の充実を推進していきます。	学校教育課

施策の基本的方向4 多様な職業選択を可能にする学習機会の充実【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆小学校では職場訪問、中学校では職業体験に取り組んできました。男女共同参画の視点での取組により、男女が自分の能力、適性を考え、性別にとらわれず、様々な職業の選択が可能であるという意識が浸透してきています。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
様々な職業を知る学習機会の充実	職業の選択において性別等による固定的な考え方にとらわれないための教育を推進します。	学校教育課

基本目標Ⅱ 男女が共に参画する活力あるまちづくり

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入が必要です。

そのためには、多様な人材の能力の活用等の観点から重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の参画の機会を拡大していく必要があります。

これまで男性は、家事・育児・介護等への参画が必ずしも十分ではない状況が見受けられましたが、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の影響等による生活様式や働き方の多様化などにより、今後、育児や介護といった家庭生活における男性の役割が増すことが見込まれます。男女の働き方・暮らし方・意識を変革し、互いに責任を分かち合いながら家事・育児・介護等へ参画できるよう職業生活その他の社会生活と家庭生活との調和が図られた、男女がともに暮らしやすい社会を実現する必要があります。

重点目標 3

家庭における男女共同参画の推進

重点目標 4

地域における男女共同参画の推進

重点目標 5

職場・労働における男女共同参画の推進

重点目標 6

市政における男女共同参画の推進

重点目標3 家庭における男女共同参画の推進

家庭においては、まだ固定的性別役割分担により女性に家事負担が偏る傾向にあります。男性の意識も変化しつつありますが、男性のさらなる参画が求められる状況です。性別にとらわれず、女性も男性も共に自らの意志と能力に応じた輝き方ができるよう、妊娠・出産、高齢者や障がい者への介護への支援を実施するとともに、男性の家事や育児参加を促進する取組を進めていきます。

施策の基本的方向5 積極的に子育てを支援する基盤の充実【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

- ◆保育園や認定こども園において延長保育、土曜保育、日曜保育、一時預かり保育、病児病後児保育を実施しており、子育て世代へのサービスの充実に取り組んできました。
- ◆親子の遊び場として開設したほのぼの広場の利用は堅調に進んでいます。今後は、子育て中の相談として子どもの成長に関する問い合わせに対応するための体制の整備が必要です。
- ◆子どもを育てる地域の連携促進事業として、学校支援、家庭教育支援、放課後等支援活動を実施してきました。現在、南魚沼市家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」の支援員による子育ての悩み相談等のサポートを実施しています。家庭教育支援という観点からも男女共同参画の必要性の周知に努めます。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
多様な保育サービスの充実	保育園での延長保育、土曜保育、日曜保育、一時預かり保育、病児病後児保育などを実施します。	子育て支援課
子育て支援センターの充実	ほのぼの広場など、毎日行ける屋内の遊び場の提供を行います。子どもの成長に関する相談体制を整備します。	子育て支援課
子育て支援サービスの情報の提供	子育て情報を掲載している「子育てブック」を配布し、子育てに関わる人のための情報を提供します。	子育て支援課
地域ぐるみでの子育て体制の整備	南魚沼市家庭教育支援チーム「だんぼの部屋」の活動を中心に男女共同参画の必要性の周知に努めます。	学校教育課 社会教育課

施策の基本的方向6 出産にかかわる社会環境の整備、生活環境づくりの推進【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

- ◆これまで不妊治療や不育症治療の医療費助成事業に取り組んできました。今後も妊娠出産を希望する女性が制度を利用できるよう周知を図っていきます。
- ◆マタニティサロンは夫婦での参加が大半で、これから夫婦で子育てに臨もうとする姿勢が感じられます。夫婦で出産・子育てについてのイメージを抱くことができるよう、また不安や悩みごとを解決できるよう内容の充実に努めていきます。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
不妊に関する支援の充実	不妊治療費助成の充実と制度の周知を図ります。	保健課
夫婦の悩みに関する支援の充実	マタニティサロンの充実に努めます。	保健課

施策の基本的方向7 男性の家事・子育て参画の促進【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

- ◆保育園行事、マタニティサロン、育児学級等への参加、保育園保護者会の役員の男性就任状況などからも、男性の子育て参画は進んでいると感じられます。
- ◆南魚沼市図書館での「読書のつどい」や「絵本のへや」、ボランティアによる読み聞かせ等の「たんぼぼ座」など、親子で参加できる教室を開催し、男女共同参画に取り組んできました。男性参加は増える傾向にありますが、まだ数としては少ない状況です。事業内容の充実に努めるとともに、男性が子育て教室等に気軽に参加できる環境づくりに努めます。
- ◆赤ちゃんと一緒に絵本を読み、楽しくあたたかいひとときを家族で共有できるよう、引き続きブックスタート事業に取り組めます。読み聞かせへの男性の関心が高まるように、現在は4か月児健診時に保護者へ絵本2冊を手渡しています。
- ◆乳幼児健診への男性参加率は少しずつ増加傾向にあり、男性が子育てに参加している様子がうかがわれます。今後も訪問や健診の機会を通じて、男性の子育てや家事に対する意識を高めていきます。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
男性の参加を促す家庭教育支援事業の推進	父と子で参加できる行事を提供します	子育て支援課
図書館事業による男性の子育てへの意識向上	ブックスタート事業及び読み聞かせへの男性の参加の促進に努めます	図書センター
男性の家事・子育て参画の促進	訪問や健診の機会を通じて、男性の子育てや家事に対する意識啓発に努めます。	保健課

施策の基本的方向⑧ 男女が共同して介護にかかわるための体制づくり【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

在宅介護支援や介護予防事業を通じて、男女共同参画に向けた意識啓発を実施してきました。社会福祉協議会では、生活支援等に対するボランティアの養成に取り組んできました。これらの取組に男性の参加者も少しずつ増えてきましたが、家庭内における介護については女性が多く担っているのが現状です。また、老々介護や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、地域で支える生活支援ボランティア等も更に活躍が求められています。

こうした現状を踏まえ、引き続き関係機関と連携し、介護に関する相談の充実、生活支援等に対するボランティア活動の周知・広報活動を実施します。在宅介護支援や介護予防事業等を通じて男女共同参画を推進することにより、地域全体で様々な角度から市民が関わり合い、高齢者をはじめ互いに支えあう地域包括ケアシステム構築の機運の醸成と深化を目指します。

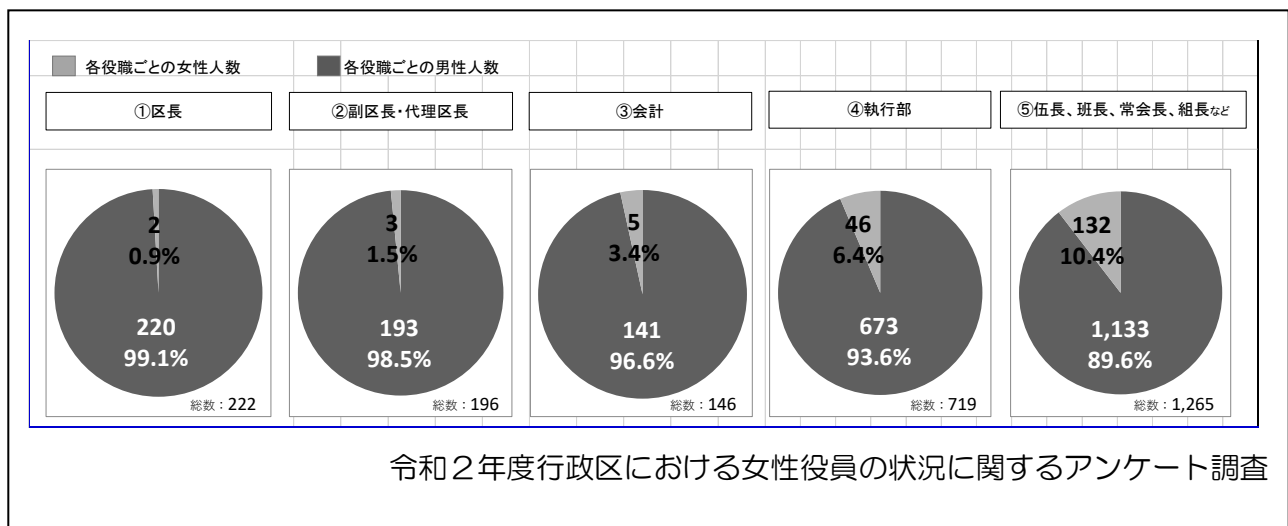
【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
介護予防のための地域支援事業や介護にかかわる男女の共通理解の促進	在宅介護支援や介護予防事業を通じて、男女共同参画に向けた意識啓発を行います。	介護保険課
家庭及び地域で男女が共同して介護にかかわるための相談・指導・支援体制づくりの促進	関係機関と連携し、介護に関する相談の充実、生活支援等に対するボランティアの養成に取り組みます。	介護保険課
地域包括ケアシステムの構築	在宅介護支援や介護予防事業等を通じて、地域全体で互いに支えあう地域包括ケアシステム構築の機運の醸成を目指します。	介護保険課

重点目標4 地域における男女共同参画の推進

「行政区における女性役員の状況に関するアンケート調査」の結果を見ると、地域における男女共同参画はいまだ進んでいるとはいえない状況です。行政区では、役員レベルでは女性の参画が見られますが、行政区長及び副区長の女性割合は222人中2人の0.9%（令和2年度実績値）となっており、固定的性別役割分担意識が根強く残る状況です。

生活者として地域で活躍する女性の視点は地域自治活動に重要であるため、経験や能力・意欲のある男女が共に参画し、より多様な視点と経験を反映した地域づくりの進展が図られるよう女性の参画促進を働きかけます。また、経験や能力・意欲のある男女の活躍の場として、市民活動団体や地域活動への参画を支援します



施策の基本的方向9 行政区や団体のリーダーや役員への女性の参画促進

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆行政区長会の際に行っているアンケート調査などを通じ、行政区における女性役員の登用について、推進を図ってきました。行政区の役員は、単独老人や母子世帯の増加を反映し、女性の参画が増えている傾向にありますが、「世帯主が役員となる慣例がある」、「女性が役員になりたがらない」などの意見もあり、市民の意識の醸成が図られておらず、まだまだ男性の役員が多いというのが現状です。行政区等へ女性参画の推進について啓発を行い、意識改革を進めます。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
行政区における女性の参画促進	アンケート調査などを通じ、行政区等へ女性参画の推進について啓発を行い、意識改革を進めます。	企画政策課

施策の基本的方向10 地域活動への参画促進

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆地域づくり協議会では、女性の役員就任や女性部といった組織ができるなど、徐々に男女共同参画が進みつつありますが、まだ多くの役員を男性が占めているのが現状です。女性の地域活動への参加を進め、多様な視点からのアイデアや意見による、充実した地域づくり協議会の事業が行える環境づくりを推進していきます。

【具体的な目標と取組内容】

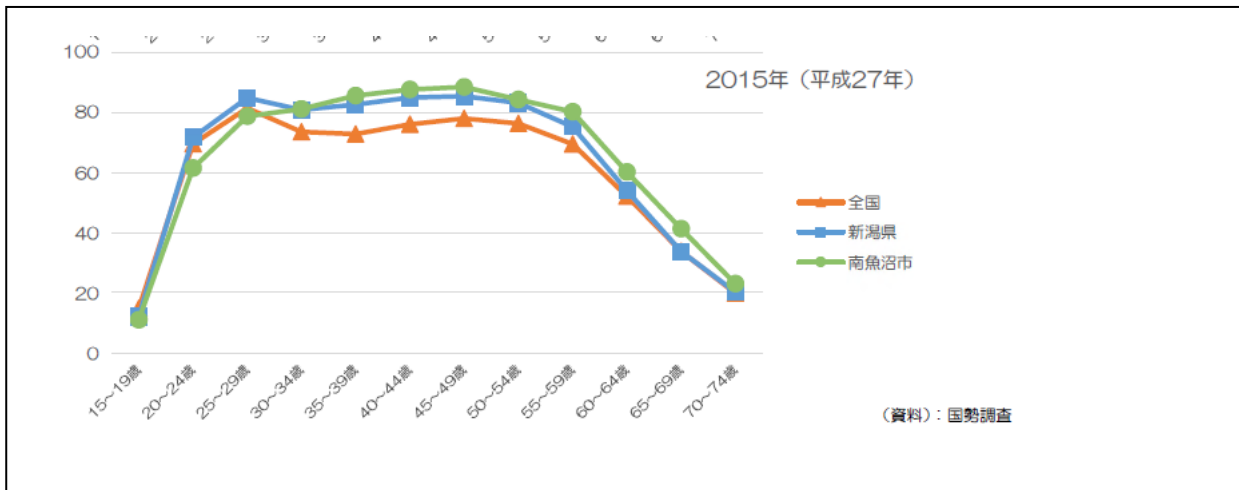
具体的な目標	取組内容	担当課
地域づくり協議会における女性参画の促進	地域づくり協議会への女性の登用に取り組みます。	U & I と き め き 課

重点目標5 職場・労働における男女共同参画の推進

日本の女性の労働力率の現状を年齢階層別に見ると、30歳代でいったん落ち込み40歳代にかけて上昇するいわゆる「M字カーブ※」を描いており、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことが挙げられます。

働き方改革を推進し、ポジティブ・アクション※により男女間格差を是正するなど、男女がともに働き方、暮らし方、意識を改め、互いに責任を分かち合いながら、家事、育児、介護等へ参画し、仕事と生活の調和（「ワーク・ライフ・バランス※」）が図られた、暮らしやすい社会の実現を目指します。これらの実現には、事業主の理解と企業内の合意形成が重要であることから、企業や事業主への働きかけを行います。市民に向けては、ワーク・ライフ・バランスの意義について、啓発を行います。また、多様な生き方・働き方があることを前提に、地域女性の起業・創業支援や新規就農の支援等に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症により、女性の就業が多い飲食・宿泊業などは大きな影響を受け、女性を中心に雇用状況が悪化しています。女性の就労支援、非正規雇用労働などの雇用状況の改善、職場における女性の地位の向上に取り組みます。



※ M字カーブ

日本における女性の年齢階層別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線のことをいいます。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映しています。

※ ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解決しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。

※ 仕事と生活の調和（「ワーク・ライフ・バランス」）

働く人などが、仕事と家事（育児・介護）、プライベートな時間（地域活動・学習・趣味・付き合いなど）を自分が望むバランスで実現できるようにすることをいいます。

施策の基本的方向 1 1 企業における女性活躍の推進【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆ハローワークと連携し、市内企業に対して、女性活躍に向けた意識啓発や、企業の方針決定過程への女性の参画推進を進めるとともに、女性のキャリアや能力向上に必要な技術の取得に向けた情報の発信を行ってきました。少子高齢化や人口減少といった社会環境の変化が進む中、女性の活躍がますます重要となってきたことから、引き続き意識啓発に取り組めます。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
女性の職域拡大・役員登用	女性の職域拡大・役員登用に向けた企業への意識啓発のための情報を発信します。	商工観光課
女性のキャリア・スキルアップ	キャリア・スキルアップに関する情報を発信します。	商工観光課

施策の基本的方向 1 2 男女共に働きやすい職場環境づくりの推進【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆「ハッピーパートナー企業^{*}」の登録を増やすためには、登録したことによるメリットや制度の周知に加え、市独自のメリットの設定などが検討課題となっています。今後も県や関係団体と連携を図りながら、企業に対して情報提供を継続的にを行います。

◆ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、関係機関と連携し、ポスターの掲示などにより周知を図ってきました。働きたい人が、性別・年齢に関わりなくその能力を十分に発揮できる環境づくりを促進するため、国の支援制度等の普及啓発を行います。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
新潟県ハッピーパートナー企業への登録促進	ウェブサイトなどを活用して制度の周知を行い、企業の登録を促進します。	企画政策課
ワーク・ライフ・バランスを可能にする職場環境整備に向けた啓発	国の支援制度等の周知を行うとともに気軽に相談できる出張労働相談の実施協力や周知を図ります。	商工観光課

※ 新潟県ハッピーパートナー企業
新潟県が実施している事業。男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等を登録し、その取組を支援しています。

施策の基本的方向 1 3 就業・起業等の支援【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆ハローワークと連携し、ポスターやパンフレット等により支援制度を周知するとともに、（一社）南魚沼市まちづくり推進機構と連携し、動画による市内企業の紹介を進めてきました。引き続き関係機関と連携し、就職を望む若者・女性の職業選択の幅を広げ、円滑に就業できるよう支援を進めます。

◆これまで人・農地プランなどを推進しながら、地域の中心的経営体の育成や農地の集積、集約化を図る中で、女性が農業や経営等に参画できるように取り組んできました。

しかし、農作業は男性が多くを担っているのが現状で、女性認定農業者・家族経営協定とも目標とする数値には届いておらず、今後も、女性が参画できるような雰囲気づくりを行っていく必要があります。

◆国の「創業支援事業計画」の認定を受け創業支援に取り組んできました。創業支援セミナーなど市の支援について周知が進みました。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
就業等に関する支援	関係機関と連携し、就職を望む若者・女性に対し、市内企業の情報を紹介するとともに、能力開発の機会の情報や労働に関する制度等の周知を図ります。	商工観光課
家族経営協定*締結の促進・女性認定農業者の育成	関係機関との連携しながら、農業振興関係の部会による相談会や交流会等を開催し、中心的経営体の育成とともに女性が農業に従事しやすい雰囲気を作っていきます。	農林課 農業委員会
女性も参加しやすい創業支援の推進	関係機関と連携しながら、創業の機運の醸成と各種支援策の周知を図ります。	商工観光課

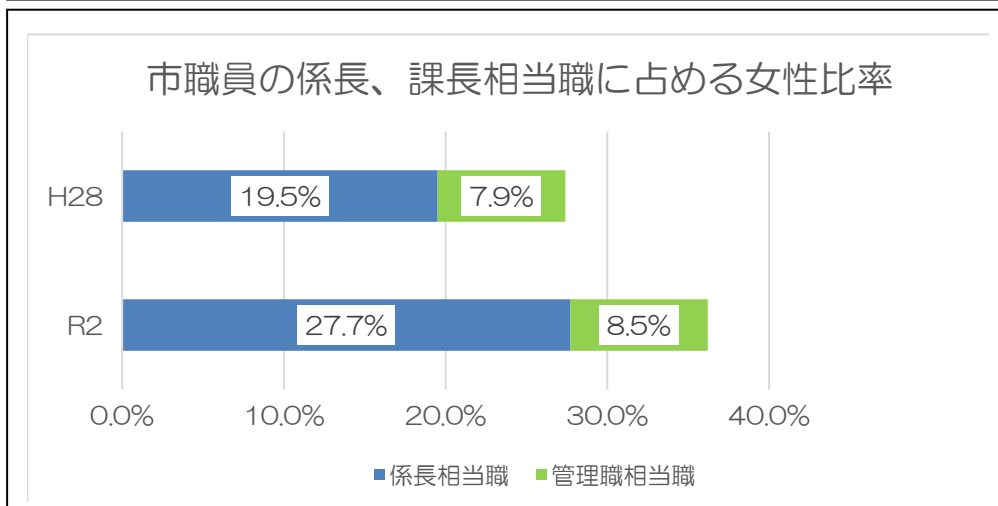
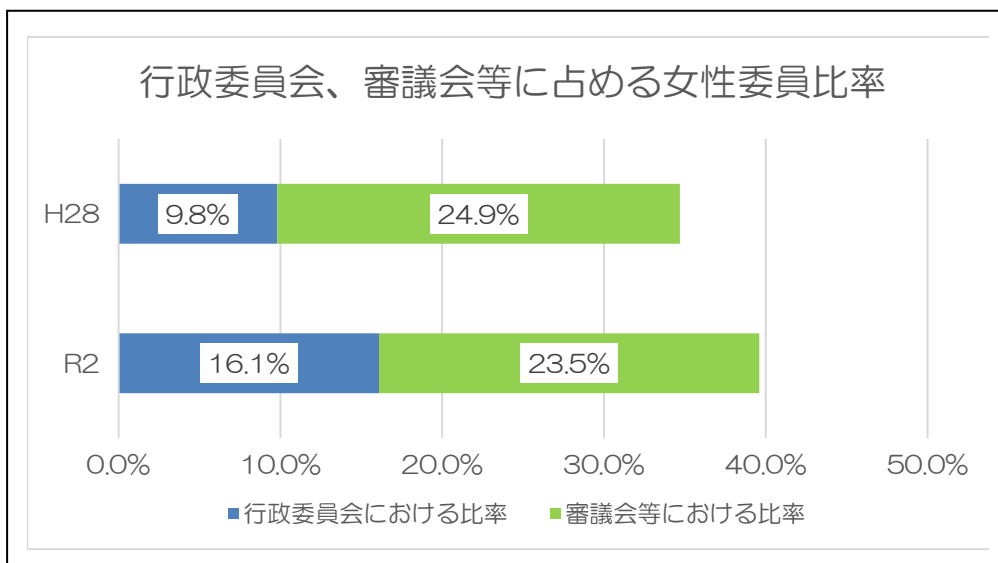
※ 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書で取り決めたものです。

重点目標6 市政における男女共同参画の推進

まちづくりに関する様々な課題を発見し、適切に解決するためには、男女が市政の意思決定過程に積極的に参画し、共に責任を担うとともに、多様な意思が方針決定に公平・公正に反映されることが不可欠です。審議会等に占める女性委員比率は23.5%（令和2年度）であり、市の管理職相当職の女性の比率も8.5%です。引き続きポジティブ・アクション（積極的改善措置）*を含む取組を進めます。

また、より広範な市民の意見を反映するため、意見交換を行う機会を設けます。



施策の基本的方向 1 4 施策、方針決定過程への女性の積極的な参画促進、各種委員会や審議会等への女性の登用拡大【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆審議会等においては、審議会設置時や任期満了による改選時に、女性委員の比率に配慮して人選するよう各部署に働きかけを行いました。審議会等の委員に占める女性の割合は増加傾向にあるものの、女性を加えた多様な意思を方針決定に反映されるためには、さらなる登用拡大が必要です。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
審議会等に占める女性の割合の増加	女性委員の登用について各部署へ働きかけを行います。	企画政策課

施策の基本的方向 1 5 市女性職員の採用・登用【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆女性職員の活躍を推進するため、市長部局等における係長・課長級への積極的な登用を推進した結果、登用率は増加傾向にありますが、まだまだ登用が少ない状況です。今後も女性が個性と能力を発揮できる職場環境づくりを図ります。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
能力による昇進と管理職への女性の登用の促進	能力による昇進の方針のもと男女を問わない労働環境の整備を進めます。	総務課

施策の基本的方向 16 市民の参画機会の創出

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆市政懇談会は、日中や託児所利用可能の開催を行うことで新しい層の参加者が見られました。引き続き市民の意見を市政に反映していく仕組みづくりに取り組みます。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
市民の意見を市政に反映していく仕組みづくり	男女問わず幅広い層の市民が参加し意見・提言しやすい機会となることを目指します。	秘書広報課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくり

男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にとって欠かすことができません。

性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント＝セクハラ）※、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）※、児童・高齢者・障がい者への虐待、性暴力などのあらゆる暴力は根絶する必要があります。暴力を許さない気運を高める啓発を行うとともに、横断的な連携で切れ目ない相談支援等を行います。

各地で起こる災害において、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じており、防災・災害対策に関する取組における男女共同参画の視点の重要性についての認識が広まっています。防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画することを推進する必要があります。

健康支援において、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり支援するための取組を推進する必要があります。

社会には、身体的な男女という性別にあてはまらない、体と心が一致しないなどの性的マイノリティの方がいます。周囲の理解不足や偏見等により、自分らしく生きることができず、個性や能力を発揮できない状況にある方もいます。多様な性のあり方について正しく理解し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

重点目標 7

配偶者等からの暴力被害者への支援と防止

重点目標 8

ハラスメントの防止・対策の推進

重点目標 9

防災・災害対策への女性の参画

重点目標 10

性の尊重と健康支援

重点目標 11

生活上の困難を抱える人への支援

※ 性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント＝セクハラ）

相手の意に反した性的な発言や行動、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布など、様々なものが含まれます。

※ 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）

配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のことをいいます。単に殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、怒鳴る、無視する、生活費をわたさないなどの精神的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力も含まれます。

重点目標7 配偶者等からの暴力被害者への支援と防止

内縁関係や同棲関係を含む配偶者など親密な関係にある人からの暴力（DV）は、重大な人権侵害です。DVの被害者の多くは女性です。一般に身体的な力が男性より弱く、固定的性別役割分担意識から社会的・経済的にも男性より弱い立場におかれることが多いと考えられます。

外部から発見が困難な家庭内や親密な関係において起こるため、潜在化しやすく、誰にも相談できずに被害が深刻化しやすい傾向があります。さらに新型コロナウイルス感染症の影響等による在宅時間の増加や社会的ストレスが要因でDV被害は増加しています。DVの発生を抑止し、かつ早期の相談支援につなげるため啓発に取り組むほか、相談支援により被害者の保護・救済と自立支援を行います。

また、児童・高齢者・障がい者への虐待は、DVと複合して発生することも多く、関係機関・関係部署による連携した相談支援が必要です。虐待・暴力を未然に防ぐための啓発、相談窓口の周知や子育て中の家庭の不安軽減、発生後の連携した相談支援を行います。

施策の基本的方向17 安心して相談できる体制整備【DV防止基本計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

- ◆ポスター、チラシ、カードの配布と設置、ウェブサイトや市報を活用してDVや虐待についての相談窓口等の周知を図ってきました。障がい、生活困窮、子育て、保健など様々な支援機関からの情報提供も増えており、分野を超えた相談窓口の周知は広がっています。
- ◆配偶者暴力防止に関する会議や研修に参加し、知識習得や相談対応の理解を深め、スキルアップとノウハウの習得に努めています。
- ◆市の関係課や関係機関と連携し、情報の把握・共有を行っており、相談体制の構築に努めています。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
DV、虐待等に関する相談窓口の周知	ポスター、チラシ、カードの配布や設置、ウェブサイトや市報の活用などにより、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の相談窓口の周知を図ります。	こども家庭サポートセンター 福祉課
DV、児童虐待等に関する相談体制の充実	配偶者暴力防止に関する会議や支援者研修に参加し、知識習得や相談対応の理解を深め、相談従事者のスキルアップとノウハウの習得に努めます。	こども家庭サポートセンター

高齢者、障害者虐待等に関する相談体制の充実	関係課や関係機関と連携し、情報の把握・共有を行い、相談体制を構築しています。また民生委員児童委員や、介護サービス提供者等に対して研修を行い、スキルアップとノウハウの習得に努めます。	福祉課
関係機関との連携強化	被害者の状況に応じて、関係機関と連携して対応します。	こども家庭サポートセンター 福祉課 介護保険課 市民課

施策の基本的方向 18 暴力被害防止のための意識啓発・周知【DV防止基本計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

- ◆ウェブサイトや広報紙の活用、講座の開催などにより、被害者がひとりで悩みや苦しみを抱え込まないように、DVや虐待の防止に向けた啓発活動に取り組みます。
- ◆若年層での交際相手からの暴力（デートDV※）も課題となっており、支援に当たっては、被害者の背景事情に十分配慮した対応が必要です。
- ◆市内の小・中・高校で人権擁護委員が人権教室を開き、若年層の人権意識の向上を図ってきました。今後も人権擁護委員と連携して、若年層も含めた市民の人権意識の向上を図っていきます。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
広報活動の充実	DV、虐待防止のため、ウェブサイトや市報の活用、講座の開催などによる啓発活動の充実を図ります。	こども家庭サポートセンター 福祉課 介護保険課 市民課

※ デートDV

交際中の異性への暴力行為で、身体的な暴力のほか、交友関係を細かく監視することや性行為を強要することなども含まれます。生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力については、DV防止法の対象外になります。

重点目標8 ハラスメントの防止・対策の推進

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント※、モラルハラスメント※、マタニティハラスメント※、ジェンダーハラスメント※などあらゆるハラスメントは個人としての尊厳や人格を不当に傷つける人権に関わる許されない行為です。全国的に問題となっており、事業主はセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止措置を講じることが義務付けられると対策が進んでいます。また、性的指向や性自認に関するハラスメントについても配慮が必要です。誰もが働きやすい職場環境を目指して、ハラスメント防止の啓発と相談窓口の周知を行います。

施策の基本的方向19 ハラスメントのない環境づくり【女性活躍推進計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆働く人一人ひとりがハラスメントに対して理解を深め、ハラスメントを許さない、認めない、ハラスメントのない良好な職場環境づくりを推進するための啓発活動を行うとともに、相談窓口の周知を図り、被害者への支援を行います。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
相談窓口の周知	ウェブサイトや市報を活用し、相談窓口の周知を図ります。	商工観光課
ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント防止のため、ウェブサイトや市報の活用、講座の開催などによる啓発活動を実施します。	企画政策課

※ パワーハラスメント

同じ職場で働く相手に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、精神的または肉体的苦痛を与えることにより、結果として、職員の権利を侵害し、職場環境を悪化させる行為です。

※ モラルハラスメント

肉体的ではなく、言葉や態度によって精神的に継続的ないやがらせを行うことを指します。具体的には、相手を無視したり、暴言を吐いたり、馬鹿にしたりする行動をとることです。

※ マタニティハラスメント

妊娠している、または出産した女性に対して行われるハラスメントです。妊娠、出産に伴う就業制限や育児休暇により業務上の支障をきたすという理由で精神的・肉体的いやがらせを行うことです。

※ジェンダーハラスメント

一般的な「男らしさ」「女らしさ」の物差しから外れた行動を非難することで被害者をいじめることです。職場でもお茶汲みを女性職員にだけやらせる、体力を使う仕事を男性職員だけにさせるなどの行為や、同性愛者に対するいやがらせも含まれます。

重点目標9 防災・災害対策への女性の参画

大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かしますが、女性と男性で受ける影響やニーズの違いなどに十分に配慮されたきめ細かな対応が重要です。

そのためには、女性が防災の意思決定過程や現場に主体的に参画し、女性の視点をしっかり踏まえた防災・減災を推進していく必要があります。また、地域防災活動についても、女性消防団員の活動を通じて防災意識の啓発を図り、自主防災組織（消防団）への女性の参画を促進します。

施策の基本的方向20 防災・災害対策における女性の参加拡大

【これまでの取組状況と課題・方向性】

- ◆消防団女性隊が発足し、応急手当講習や防火啓発、ポンプ操法など多くの活動を行っています。大規模災害発生時の組織的な役割分担が確立されていないことなどが課題となっており、今後、現在実施している活動の継続と内容の充実に向けて、体制整備を図っていきます。
- ◆防災会議の委員に女性が加わり、男女共同参画の視点に立ち、地域防災計画の修正を行い、避難所運営マニュアルを策定しました。今後、さらに男女共同参画の視点に立った計画・マニュアルの充実を図るとともに、備蓄物資などの整備で女性に配慮した体制構築を図ります。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
女性消防団の育成促進	女性消防隊の役割分担の充実と新たな人員の確保に努めます。	消防本部
女性に配慮した防災体制の構築	防災会議の女性委員の増加に取り組み、女性に配慮した防災体制の構築を図ります。	総務課

重点目標10 性の尊重と健康支援

性差による体の仕組みの違いから、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することがあります。特に女性は、妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があることから、性と生殖に関する健康の理解促進が必要です。

男女それぞれの健康上の問題について、検診を実施するほか、啓発や相談を実施します。また、性と妊娠・出産に関する知識について、理解を促進する取組を進めます。

近年、性の多様性が認識されてきています。性的マイノリティの方には、周囲の理解不足や偏見等による差別意識が存在し、自分らしく生きることができず、個性や能力を発揮できない状況にある方もいます。性的マイノリティの方が、社会に違和感なく受け入れられ、多様な性の有り方が認められる社会の実現を目指す必要があります。

施策の基本的方向21 世代に応じた健康の維持・増進対策の充実

【これまでの取組状況と課題・方向性】

- ◆住民健診や健康教室、特定保健指導の充実、がん検診受診のPRや受診勧奨、自殺予防、メンタルヘルスに関する事業を実施し、市民の健康について支援してきました。健康推進員、筋力づくりサポーターや食生活改善推進委員等とともに食生活改善や介護予防に取り組んできました。男性の健康推進員は増加傾向（平成29年度15.0%、令和3年度20.7%）にありますが、健康に関することは女性が中心で、という認識が依然として存在します。男女共同参画の視点から男性の健康推進員の増員に努めます。
- ◆乳がん検診 子宮頸がん検診については、健診無料クーポン券を発送し、がん検診の受診促進を図っています。また、2か月児訪問の際や乳幼児健診の際に受診勧奨を行っています。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
生活習慣病予防のための健康教室・特定保健指導の充実	男性の健康推進員の増員に努めます。 生活習慣の改善やがん検診の受診者数の増加等に取り組めます。	保健課
健康に関する支援の充実	子宮頸がん検診・乳がん検診の充実と対象者への周知を図ります。	保健課

施策の基本的方向 2 2 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

※の啓発【DV防止基本計画】

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆予期しない妊娠・出産は、その後の性感染症や虐待につながる可能性があります。若年の妊娠出産は減少していますが、思春期から男女の体の仕組みや健康課題について学び、互いに理解し合う教育が必要です。現在中学3年生を対象に性の健康教育を実施していますが、今後も思春期から自分も相手も大切に考えることができるよう、また困ったときにはSOSを発信できるよう性の健康教育を継続していきます。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
年齢に応じた性教育の実施	性感染症や望まない妊娠を防ぐために必要な知識を習得し、自ら性の健康管理ができるよう、全ての学校で年間指導計画を作成し、子どもたちへの性教育を推進します。	学校教育課 保健課

施策の基本的方向 2 3 性的マイノリティ※当事者への理解・啓発

【これまでの取組状況と課題・方向性】

◆性的マイノリティの方は、周囲の理解不足や偏見等により、様々な不安や困難を抱えています。社会の理解促進のため、市のウェブサイト、市報、講座、セミナーの開催などにより啓発を行っていきます。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
性的マイノリティの方に対する正しい知識の啓発	セミナーの開催やウェブサイト、市報による広報など、様々な手法による啓発を実施します。	企画政策課

※ 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)とは、平成6年(1994年)の国際人口開発会議において提唱された概念です。「性と生殖に関する健康と権利」と訳されています。性と生殖に関する健康・生命の安全を権利としてとらえるもので、自分の身体に関する全てのことに、女性自身が正しい知識を得て、自己決定できる権利です。具体的には、子どもを産むか産まないかの自己決定の権利や、性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障害など、女性の生涯にわたり直面する問題に対して健康で過ごす権利があるということです。

※ 性的マイノリティ

同性が好き人や、自分の性に違和感を覚える人などのことをいいます。異性を好きになるのが普通だとしている人からみて少数者であるという意味で、性的少数者ともいわれています。

重点目標11 生活上の困難を抱える人への支援

非正規雇用者の増加をはじめとする就業構造の変化、高齢者を含む単身世帯の増加などを背景として、不安定雇用や収入格差による貧困等による生活困窮者は幅広い層に広がっています。特に母子家庭においては、一般家庭と比べ収入が低い水準にあります。新型コロナウイルス感染症の拡大は、こうした状況に深刻な影響を与えています。これら社会上の困難を抱える人々に対し、それぞれの状況に応じた支援を行うことが必要です。

施策の基本的方向24 ひとり親家庭等への支援【女性活躍推進計画】

これまでの取組状況と課題・方向性】

◆ひとり親家庭等に自立するための就労支援を実施してきました。児童扶養手当現況届面談時には、相談を受け、制度の周知など行っています。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
ひとり親家庭等への支援の充実	ひとり親家庭への自立に向けた支援を行います。	子育て支援課

施策の基本的方向25 生活困窮者等への支援【女性活躍推進計画】

これまでの取組状況と課題・方向性】

◆生活困窮者等に自立するための就労支援を実施してきました。各支援制度の充実と制度周知に努めています。

【具体的な目標と取組内容】

具体的な目標	取組内容	担当課
生活困窮者等への支援の充実	支援制度の情報提供や関係機関と連携した相談支援を充実します。	福祉課

第4章 參考資料

男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	南魚沼市の動き
1975 (昭50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)、世界行動計画を採択	・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室設置		
1976 (昭51)	・国連婦人の十年 (1976年～1985年)	・義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律施行 ・民法改正施行(離婚復氏制度)		
1977 (昭52)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館開館	・民生部青少年福祉課母子婦人係が婦人問題担当となる	
1979 (昭54)	・第34回国連総会、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)採択			
1980 (昭55)	・国連婦人の十年中間年世界会議(コペンハーゲン)、国連婦人の十年後期行動プログラム採択	・女子差別撤廃条約署名 ・国連婦人十年中間年全国会議 ・民法改正(配偶者相続分の引き上げ等)(昭56年施行)		
1981 (昭56)	・女子差別撤廃条約発効	・国内行動計画後期重点目標発表		
1984 (昭59)		・国籍法、戸籍法改正(父母両系主義)(昭60年施行)		
1985 (昭60)	・国連婦人の十年最終年世界会議(ナイロビ)、婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)公布 ・国民年金法改正(婦人年金権の確立)(昭61年施行) ・女子差別撤廃条約批准 ・男女雇用機会均等法施行	・青少年福祉課を婦人青少年課に改称 ・新潟県婦人対策の方向策定(昭和60年度～70年度)	
1986 (昭61)				
1987 (昭62)		・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定		
1990 (平2)	・ナイロビ将来戦略見直し勧告		・婦人青少年課に婦人係を設置	
1991 (平3)		・育児休業法等に関する法律(育児休業法)公布 ・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)決定	・婦人青少年課を女性児童課に改め、課内に女性政策推進室を設置 ・女性問題協議会を設置	
1992 (平4)		・育児休業法施行 ・初の婦人問題担当大臣任命 ・第4回世界婦人会議国内委員会設置	・新潟県婦人対策の方向を改定し、にいがたオアシス女性プランを策定	
1993 (平5)	・第48回国連総会、女性に対する暴力の撤廃に関する宣言採択	・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)公布・施行	・新潟県女性財団設立	
1994 (平6)	・国際人口開発会議(カイロ)	・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部、男女共同参画審議会設置 ・今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)策定		
1995 (平7)	・第4回世界女性会議(北京)、北京宣言及び行動綱領採択	・育児休業法改正(介護休業制度の法制化)		
1996 (平8)		・男女共同参画2000年プラン策定	・ニューにいがた女性プラン策定 ・民生部女性児童課を改組し、環境生活部に女性政策課を設置 ・新潟ユニソンプラザ開館	
1997 (平9)		・男女雇用機会均等法改正(女子差別、セクハラ防止義務) ・労働基準法改正(女子保護規定撤廃) ・育児・介護休業法改正(深夜業制限) ・介護保険法公布		
1999 (平11)	・国連総会、女子差別撤廃条約選択議定書採択 ・ESCAP/ハイレベル政府間会合(女性2000年会議地域準備会)(バンコク)	・改正男女雇用機会均等法、改正労働基準法、改正育児・介護休業法施行 ・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法公布・施行(女性の参画促進)		

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	南魚沼市の動き
2000 (平12)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) 「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー規制法」公布・施行 		
2001 (平13)		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」設置 「配偶者暴力防止法」施行 第 1 回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 新潟・新しい波男女平等推進プラン策定 	
2002 (平14)		<ul style="list-style-type: none"> 改正「育児・介護休業法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例制定 環境生活部女性政策課を県民生活・環境部男女平等社会推進課に改称 男女平等社会推進審議会設置 男女平等推進相談室開設 	
2003 (平15)		<ul style="list-style-type: none"> 男女参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 「2020 年 3%」の政府目標の設定 		
2004 (平16)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者暴力防止法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> 六日町と大和町が合併し南魚沼市誕生、社会教育課が男女共同参画を担当
2005 (平17)	<ul style="list-style-type: none"> 第 49 回国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正 「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 南魚沼市男女共同参画推進準備会発足(市民組織) 塩沢町編入合併
2006 (平18)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)策定 新潟県ハッピーパートナー企業登録制度開始 	<ul style="list-style-type: none"> 南魚沼市男女共同参画庁内推進会議設置(行政組織) 南魚沼市男女共同参画推進市民会議発足(市民組織)
2007 (平19)		<ul style="list-style-type: none"> 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言 	<ul style="list-style-type: none"> 南魚沼市男女共同参画プラン(南魚沼市男女共同参画基本計画)策定 機構改革により企画政策課が男女共同参画推進を担当
2008 (平20)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女性差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出 「次世代育成支援対策推進法」改正 		
2009 (平21)	<ul style="list-style-type: none"> 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約実施状況第 6 回報告審査開始 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定 新潟県ハッピーパートナー企業シンボルマーク決定 	
2010 (平22)	<ul style="list-style-type: none"> 第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」 世界閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定(12月) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、仕事と生活の調和促進のための行動指針改定 		
2011 (平23)	<ul style="list-style-type: none"> UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足 			<ul style="list-style-type: none"> 「第 2 次南魚沼市男女共同参画基本計画」策定
2012 (平24)	<ul style="list-style-type: none"> 第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～』策定 		

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	南魚沼市の動き
2013 (平25)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「ストーカー規制法」改正 ・「日本再興戦略」(6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次新潟県男女共同参画(男女平等推進プラン)」策定 	
2014 (平26)	<ul style="list-style-type: none"> ・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」改定2014(6月24日閣議決定)に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催 		
2015 (平27)	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会『北京+20』 ・国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択。SDGsのゴール5に「ジェンダー平等の実現」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍加速のための重点方針2015」決定 ・「女性活躍推進法」制定 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定 	
2016 (平28)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」施行 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次南魚沼市男女共同参画基本計画」策定
2017 (平29)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法改正(ハラスメント防止措置) ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」策定 	
2018 (平30)		<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 		
2019 (令1)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」一部改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「南魚沼市男女共同参画推進市民会議」解散
2020 (令2)	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回国連婦人の地位委員会『北京+25』 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 		
2021 (令3)				<ul style="list-style-type: none"> ・「南魚沼市男女共同参画推進委員会」設置 ・「第4次南魚沼市男女共同参画基本計画」策定

男女共同参画社会基本法

公布：平成11年6月23日法律第78号
最終改正：平成11年12月22日法律第160号公布

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

四 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

五 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

二 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

三 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

四 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進について行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

二 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

三 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

四 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

五 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

二 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

二 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〇中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関

に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例

公布：平成14年3月28日
新潟県条例第13号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第8条）

第2章 基本的施策（第9条―第23条）

第3章 新潟県男女平等社会推進審議会
（第24条―第32条）

第4章 雑則（第33条）

附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な連携の下、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が根深く残っている。

本県においては、女性の就業率が高く、県内産業の重要な担い手となっているにもかかわらず、意思決定の場への女性の参画の割合が低い実態が見られる。

このような状況に加え、少子高齢化が急速に進展するなど社会経済情勢が激しく変化する時代を迎え、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、性別にかかわらず、その個性と能力を最大限に発揮できる男女平等社会の形成が重要な課題となっている。

ここに私たちは、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等社会の形成 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女平等社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接である間接であると問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女平等社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

3 男女平等社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会

が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女平等社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女平等社会の形成は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女平等社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女平等社会の形成は、当該取組を勘案して行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するに当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（差別的取扱いの禁止等）

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等及び配偶者等であった者に対し、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

（公衆に表示する情報の留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する行為を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（基本計画）

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

第14条第1項に規定する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、基本計画を定めるときは、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 県は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない。

（広報、啓発活動等）

第11条 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（教育の推進）

第12条 県は、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女

平等の意識を育む教育を推進するものとする。

(産業の分野における環境の整備)

第13条 県は、あらゆる産業の分野において、男女が性別にかかわらず能力を発揮でき、かつ、適正に評価されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女平等社会の形成の推進に関する施策の推進状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

第17条 県は、男女平等社会の形成の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

(市町村との協力)

第18条 県は、市町村が行う男女平等社会の形成の推進に関する施策の策定及び実施に協力するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第19条 県は、男女平等社会の形成の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

第20条 知事は、事業者に対し、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告を取りまとめ、公表することができる。

(附属機関における委員の構成)

第21条 県は、附属機関の委員の選任に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(相談の申出)

第22条 県民及び事業者は、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による相談の申出について、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。

3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応ずるため、男女平等推進相談員を置くものとする。

4 知事は、第1項の規定による相談の申出のうち特に必要があると認めるものについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

(施策に関する苦情の申出)

第23条 県民及び事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を県に申し出ることができる。

2 県は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

第3章 新潟県男女平等社会推進審議会

(設置等)

第24条 この条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県男女平等社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができ

る。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に定めるところにより、知事が任命する。

(1) 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないこと。

(2) 一部の委員は、公募に応じた者とする。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第27条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(公開)

第30条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会は、個人に関する情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、県民生活・環境部において行う。

(委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第9条、第22条、第23条及び第3章の規定は、同年8月1日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択 1979年12月18日 発効 1981年9月3日
日本 1985年6月25日批准 1985年7月25日発効

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排

除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待

遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるか否かを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利

並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家から構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に均衡に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の

遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長長によりくじりで選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長長によりくじりで選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

公布：平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和元年6月26日法律第46号

目次

前文

第1章総則（第1条・第2条）

第1章の2基本方針及び都道府県基本計画等

（第2条の2・第2条の3）

第2章配偶者暴力相談支援センター等（第3条―第5条）

第3章被害者の保護（第6条―第9条の2）

第4章保護命令（第10条―第22条）

第5章雑則（第23条―第28条）

第5章の2雑則（第28条の2）

第6章罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を動案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶

者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。
二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的差(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるもの

とする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官

署の名称

□ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかなる事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八

条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、 又はその婚 姻が取り消 された場合	第二十八条の二に規定 する関係を解消した場 合
--------	----------------------------------	-------------------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に

基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布：平成27年9月4日法律第64号
最終改正：令和元年6月5日法律第24号

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
（第二十二條—第二十九條）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四條—第三十九條）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由やむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（令元法二四・一部改正）

第二節 一般事業主行動計画等

（令元法二四・改称）

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（令元法二四・一部改正）

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法二四・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(令元法二四・追加)

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の

四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条線下・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条線下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条線下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十五条線下)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(令元法二四・旧第十六条線下・一部改正)

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十二条線下)

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合に

は、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認めるとき

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（令元法二四・旧第二十三条線下・一部改正）

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（令元法二四・旧第二十四条線下）

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（令元法二四・旧第二十五条線下）

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（令元法二四・旧第二十六条線下・一部改正）

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（令元法二四・追加）

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（令元法二四・旧第二十七条線下・一部改正）

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（令元法二四・旧第二十八条線下）

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（令元法二四・旧第二十九条線下・一部改正）

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

（令元法二四・旧第三十条線下・一部改正）

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

（令元法二四・旧第三十一条線下・一部改正）

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

（平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条線下・一部改正）

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（令元法二四・旧第三十三条線下・一部改正）

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

（令元法二四・旧第三十四条線下・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、

第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定

(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の

項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定において、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

南魚沼市男女共同参画推進プラン
第4次南魚沼市男女共同参画基本計画
～ 女と男^{ひとひと} みんなでつくろう! すうっと住みたい南魚沼市 ～
令和4年4月1日

編集 南魚沼市 総務部 企画政策課
発行 南魚沼市
〒949-6696
新潟県南魚沼市六日町 180-1
電話 025-773-6660(代表) FAX025-772-3055
URL <http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp>